

※ 土砂条例改正のお知らせ



埋立て等に使用される土砂等及び埋立て等後の土地について、
土壌汚染防止の観点から安全性を確保するために、**土砂条例を改正** します。

※土砂条例：福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

何が変わるの？

- ・土壌汚染防止の観点から「埋立て等に使用される土砂等」及び「埋立て等後の土地」の安全性を確保するために、**安全基準**を新設します。
- ・3,000m²以上の土砂等の埋立てを行う場合には**事前の届出**が必要となるほか、**土地の埋立て等の実施中及び完了後に当該区域の土壌検査**が必要となります。

いつから？

- ・**令和7年8月1日**から施行となります。

説明会を開催します

浜通り会場 【定員50名】	令和7年7月15日(火) 午後2時～午後3時 富岡町文化交流センター大会議室（富岡町本岡王塚622-1）
中通り会場 【定員100名】	令和7年7月16日(水) 午後2時～午後3時 コミュタン福島大会議室（三春町深作10-2）
会津会場 【定員50名】	令和7年7月17日(木) 午後2時～午後3時 アピオスペース大会議室（会津若松市インター西90）

※全ての会場で13時30分から受付を開始します。

説明内容

土砂条例改正の背景・概要、埋立て等の規制、土砂等の安全基準、届出の対象、届出の方法 等

申込方法

県の簡易申請システムからお申込みください（申込期限：7月11日(金)）。
※裏面の参加申込書をFAX又は電子メールで送付いただくことも可能です。

参加申込みは
↓こちら↓



お問合せ・参加申込先

福島県生活環境部 水・大気環境課

電話：024-521-7258 F A X：024-521-7927 E-mail：mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp

土砂条例改正に係る説明会 参加申し込み書

1 参加者について

会社名	
住所(市町村名)	
電話番号	
メールアドレス	
氏名 1	
氏名 2	

※頂いた個人情報は説明会の運営のみに使用します。

2 会場について

出席を希望する説明会の会場に○を付けてください。

	浜通り会場 【定員50名】	令和7年7月15日(火) 午後2時～午後3時 富岡町文化交流センター大会議室(富岡町本岡王塚622-1)
	中通り会場 【定員100名】	令和7年7月16日(水) 午後2時～午後3時 コミュタン福島大会議室(三春町深作10-2)
	会津会場 【定員50名】	令和7年7月17日(木) 午後2時～午後3時 アピオスペース大会議室(会津若松市インター西90)

↑出席希望会場に○

3 事前質問について

説明会の円滑な進行のため、事前に質問を受け付けます。質問がある場合は、枠内に記入し、参加申し込みをしてください。

〈事前質問〉

お問合せ・参加申込先

福島県生活環境部 水・大気環境課

電話: 024-521-7258 F A X: 024-521-7927 E-mail: mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp